

高速道路の横断は危険です



しまなみ海道のバス停などから、高速道路(自動車専用道路)に立ち入り横断する人が増えています。高速道路は時速70km近い速度で自動車が行き交い、大変危険です。

重大事故につながりますので、絶対に高速道路内に立ち入らないでください。

●本州四国連絡高速道路(株)
しまなみ尾道管理センター
(☎0848-44-3700)

野焼きは法律で禁止されています

野焼き・ドラム缶等での焼却は、法律により原則禁止されています。農業や祭事など例外として認められている行為であっても、煙やにおいにより、周辺の人に迷惑をかけるよう注意しましょう。

また、ダイオキシン類などの有害物質の発生や、不十分な消火などによる火災発生の恐れがあります。できる限り野焼きをせず、燃やせるごみの日に少量(2袋)ずつ、ごみステーションに出しましょう。

●環境政策課(☎0848-38-9434)

住宅用火災警報器は10年を目安に交換を

住宅の寝室・階段などへ住宅用火災警報器の設置が義務化されて約10年が経過しました。



電気部品の寿命は約10年で、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。「いざ」というときのために、設置して10年が経過するものは新しい火災警報器に交換し、定期的に点検しましょう。

まだ設置していない人は、火災から大切な命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

●消防局予防課
(☎0848-55-9123)

補助金の申請はお早めに

11/29(金)まで受付

歴史的風致維持向上計画補助金

歴史的風致維持向上計画の重点区域で実施している各種補助金の交付を希望する人は、11月29日(金)までに申請してください。
※補助金交付事業は、令和3年度まで継続して行います。

■対象区域 尾道・向島歴史的風致地区、瀬戸田歴史的風致地区

■事業内容

- ・まちなみ形成事業 歴史的資料等のある建物等の外観整備に、経費の3分の2(最大200万円)を助成
- ・沿道建造物等修景事業 道路美装化対象路線等に面する建物等の外観整備に、経費の3分の2(最大20万円)を助成
- ・空き家再生促進事業 建築後30年以上の空き家を改修して居住する場合、経費の3分の2(最大30万円)を助成
- ・老朽危険建物除却促進事業 老朽危険建物に認定された建物を除却する場合、経費の3分の2(最大60万円)を助成

※条件、工事完了期限等がありますので、お問い合わせください。

●まちづくり推進課(☎0848-38-9223)

空き家活用・除却補助金

空き家対策総合支援事業で実施している各種補助金の交付を希望する人は、11月29日(金)までに申請してください。

■特定空家等・不良空き家除却支援事業補助

- 特定空家等、不良空き家(事前判定必要)
- 対象解体工事費の3分の2(上限60万円)

■空家等改修支援事業補助

- 尾道市空き家バンクに登録している空き家
- 対象改修工事費の3分の2(上限30万円)

※予算がなくなり次第終了。
※その他条件があります。詳しくは市ホームページか広報おのみち5月号をご覧ください。

●まちづくり推進課(☎0848-38-9347)

11月9日(土)~15日(金)は秋の火災予防運動

『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を守って、火災を防ぎましょう。

◆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

◆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類やカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

●消防局予防課(☎0848-55-9123)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

●マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

- ①11月24日(日)8:30~12:00
- ②12月15日(日)8:30~12:00

●本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、事前に連絡してください。

(●①11月20日(水) ②12月11日(水))

●マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)

- ・本人確認書類(交付案内参照)
- ・通知カード(回収します)
- ・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

●市民課(☎0848-38-9102)

金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

●本庁市民課、因島総合支所市民生活課
●各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

●市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

●収納課(☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

不法投棄は犯罪です

不法投棄は景観を損なうだけでなく、環境汚染にもつながる犯罪です。検挙されると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)またはその両方の罰則が科せられます。



管理されていない土地は不法投棄をされやすいため、定期的な草刈りや見回りを行ってください。

広島県や尾道市でも「不法投棄監視パトロール」を警察と共に行っていますが、不法投棄を見かけたら、尾道警察署(☎0848-22-0110)へご相談ください。

●清掃事務所(☎0848-48-2900)

清掃

~不法投棄はやめましょう~

- 【旧尾道・御調・向島地区】●尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)衛生施設センター【持込】●清掃事務所【収集】
- 【因島地区(原・洲江含む)】●南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】●南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

11月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです。)

23日(祝)	御調清掃センター	8:30~11:00
24日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。

(資源物・粗大ごみを含む)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

段ボールは資源物です!

段ボールは資源物の一つです。生ごみなどを段ボールで出すことはルール違反です。

ただし、あくまでも例外ですが、次のようなごみ出しでは、段ボールを使用しても構いません。

- ①割れたガラスなどの埋立ごみを出すとき
 - ②バラなどのとげがあるものをまとめて出すとき
- また、出される内容物を書いておいてください。

年末の「ごみの持込」はお早めに

毎年、年末になるとごみの持込みは混雑します。平日であれば比較的空いていますので、しっかり分別して早めにお越しください。なお、平日の受付時間などは施設により異なるため、事前に持ち込む施設にご確認ください。

年末のごみ収集日、ごみ持込受付、し尿収集の日程は、広報おのみち12月号に掲載します。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00~16:30/月・祝日休館

11/17(日) 13:30~	卓上糸ノコ使用講習会 ●300円 ●2人	12月の出張販売 12/4(水) 10:30~14:00 瀬戸田市民会館前駐車場 12/6(金) 10:00~14:00 道の駅クロスロードみつぎ 12/7(土) 10:00~14:00 市民センターむかいしま
11/20(水) 13:30~14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 ●10人 ●米のとぎ汁(活性液)	
12/10(火)~15(日) ※14日(土)・15日(日)は15:00まで。	冬のリサイクル市セール ●不要品の販売、再生自転車の販売、フリーマーケットなど~募集します~ ①家庭に眠っている不要品(衣類、日用贈答品、置物など)がありましたらご寄贈ください。 ②フリーマーケット出店者募集(出店日は12/15) ●1区画1,000円 募集点数:7店	

【お知らせ】環境資源リサイクルセンターでは、フェイスブックで情報発信しています。
●https://www.facebook.com/onomichi.recycle